

第七十六回 参議院地方行政委員会會議録第六号

昭和五十年十一月二十日(木曜日) 午前十時三十九分開会

委員の異動

十一月十九日

辞任

森下 昭司君

補欠選任

加瀬 完君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

原 文兵衛君

金井 元彦君

安田 隆明君

野口 忠夫君

神谷信之助君

委員

安孫子藤吉君

井上 吉夫君

岩男 頼一君

大谷藤之助君

夏目 忠雄君

橋本 繁蔵君

赤桐 操君

小山 一平君

和田 静夫君

阿部 憲一君

上林繁次郎君

市川 房枝君

国務大臣

自治大臣 福田 一君

国務大臣 (行政管理庁長官) 松澤 雄蔵君

国務大臣 (国土庁長官)

金丸 信君

政府委員

国土庁長官官房

審議官

通商産業省立地

公官局長

建設政務次官

建設省都市局長

消防庁長官

消防庁次長

常任委員会専門

員

説明員

行政管理庁行政

監察局監察審議

官

資源エネルギー

庁石油部精製課

長

山中 正美君

伊藤 保君

關 言行君

宮本 四郎君

中村 弘海君

吉田 泰夫君

佐々木喜久治君

森岡 敏君

紀登 孝典君

本日

の会議に付した案件

○派遣委員の報告に関する件

○石油コンビナート等災害防止法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(原文兵衛君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

昨日、森下昭司君が委員を辞任され、その補欠として加瀬完君が選任されました。

○委員長(原文兵衛君) この際、派遣委員の報告に関する件についてお諮りいたします。

昨日行いました石油コンビナート等災害防止法案審査のための委員派遣につきまして、派遣委員の報告は、これを本日の会議録の末尾に掲載することにいたしました。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(原文兵衛君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(原文兵衛君) 石油コンビナート等災害防止法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○赤桐操君 私は、昨日川崎市のコンビナート地帯を視察してまいりました。現地における市長を初め市当局はもちろんであります。全市挙げて防災対策に打ち込んでおる真剣な姿を見、また、しかも、いろいろと実情をお尋ねしてみますという、今日の川崎市の体制は実に三十年代の初めから自主的に積み上げてきたものである、こういううりっぱなものを目の当たりにいたしました。深く敬意を表するものでございます。同時にまた、国政の立場におきまして、川崎市の独自のこの努力を見て大変深く責任を感じるものがございまして、以下、この視察をもとにいたしました質問をいたしたいと思います。

川崎市でまず一貫して言えることは、コンビナート地区の災害対策には何といっても事前の防止が大きな問題である、こういう基本的な姿勢であるかと思えます。私も、この大きなコンビナート地帯における対策は、これがやはり正しいあり方だと思えます。しかし、今日それだけ川崎市がいろいろの体制をつくり上げ真剣な取り組みをしている、私は一つ大きな問題に直面している

と思う。それは、どんなに川崎市が対策を立ててみましても、いまの段階ではあの過密の状態を解決するということはきわめて至難な問題になると思う。これを解決するには、工場の疎開等をすする以外にはないわけであり。要するに、コンビナート地帯の全体計画というものが立地の段階からチェックされなければならない、これは基本的な大前提になってきておるのではないかと、こういうふうに考えます。発生源の隔離と規模の制限、密度の制限の関係、こうしたものは当該地域全体から見た防災及び安全確保のための規制措置としてきわめて必要な段階にきている、このように思うのであります。長官のお考え方をひとつ伺いたいと思えます。

○政府委員(佐々木喜久治君) 川崎市は、現在のいろいろな危険物施設につきまして非常に過密になつておるということは御指摘のとおりでありまして、この一つの原因として私も考えなざるを得ない問題は、現在の消防法関係の政省令の規定におきまして、保安距離の規定あるいは保安空地の規定いろいろございまして、そうした規定が施設の巨大化に対応して果たして現行のままでいいのかどうかというような問題があるわけでございます。これらにつきましては、私どもも、別途資料で差し上げましたように、保安距離についてのその幅射計算によるものの保安距離の延長でありますとか、あるいはタンク間距離のいわば緩和措置の廃止でありますとか、そういうようなこと。さらにまた、タンクの大きさにつきましての制限というようなことをいま検討しているところでございます。こうした措置をすることによってあのような過密状態というものは相当程度抑制できるのではないかと、このように考えておるわけであり。もちろんまた、大きい石油工場あるいは備蓄基地というものがつくられます場

合には、それらの工場地域の立地する場所によりまして、いろいろな特殊な問題があるかと思ひますが、それらにつきましては、その地域の実態に依じた措置といふこともあわせて考えておく必要があるといふふうに思ふわけであります。

○赤桐操君 いずれにいたしまして、あの実態を見て、まず、きのう原委員長も最終の記者会見の中でも申しておられたと思いますが、またほかの委員の皆さん方もひとしく感じたことは、やはり過密であると思ふんですね。こういうことは、やっぱり、当初申し上げたとおり、事前の立地の段階からもう制約していかなきやできない、こういうふうに思ふわけなんです、その点はひとつ確認をしておきたいと思ひます。

それから、一昨日の地方行政委員会の中で長官にいろいろ私がたまた中で、タンクの設置に当たっては設計の段階からチェックするということについて明らかにしていただいたと思ふんです。それは具体的にどんなふうにチェックをしたら効果があるのか、考えておられることを明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員佐々木喜久治君 まず第一点の、立地の段階から全体の構成を考慮して指導するといふ問題でございますけれども、今後、備蓄基地でありますとか石油精製の事業所が新しく設置をされるという場合におきましては、その立地計画の段階におきまして、防災緑地等も備えた、いわばこの法律が期待をしているような事業所あるいはコンビナート地域になるというふうな立地計画自体をやはり十分検討していく必要があるだろうといふふうに考えております。したがって、こうした大規模な危険物施設の事業所ができません場合には、当然に、市町村におきましてもあるいは県におきましても重要なその地域開発の問題にもなりますので、それぞれ慎重な対処がなされるというふうに考えておられますけれども、同時に、私どもの方といたしまして、そうした立地の計画につきまして私どもなりの立場で各地方公共団体の指導ができますように、立地計画等も提出をさせ

て事前に必要な指導が行えるような体制にしてまいりたいといふふうに考えておるわけであります。

それから、タンクにつきまして、いま私どもがこれからの暫定指針として出してみたいように当たりましては、まず第一に、タンクの設置前に地盤調査を行わせる、このボーリング調査によりまして地質を十分調べ、そして、その土地が今後とれだけの地盤沈下量があるのかという測定を行わせる、それに対応いたしましてプレロードを行わせるわけでありませうけれども、これも理論計算のもとにおきまして一定の計画のプレロードを行わせる、同時に、これには沈下計を設置いたしまして、その理論値と実際値というものがどう食い違つてくるか、あるいはその理論値とどりの沈下が行われているかということ測定をするということにいたすつもりでございます。

したがって、地盤につきましては、事前の地質調査の問題それから一定のプレロード期間——三カ月ないしその場所によりましては一年以上になるかと思ひますが、その間における沈下の状況、それから沈下がおおむね終わる段階においてどういふ状況になったか、これは二度の具体的な調査をいたす、こういうことにはいたしまして、理論上あるいは実際の沈下量の比較検討を行いながら、その地域の地盤がおおむね地盤沈下が完了したと見られる、いわば九〇%以上の沈下が済んだ段階でタンクの建設を行わせる、こういうことにはいたすつもりであります。その場合には、基礎工事につきましても一定の構造条件をつけるつもりでございます。

それから、建設の途中におきまして底板及び側板の溶接が終了した段階で非破壊検査の実施をさせるというつもりでございます。そしてその非破壊検査の結果問題がないということになりまして、さらに工事を続行させて完成に至る。その完成に当たりましては水張り試験を行うわけでありませうけれども、水張り試験後におきましても一度非破壊検査を行う、こういうことにはいたし

たい、こう考えております。したがって、これからのタンクの建設に当たりましては、調査が地盤のまず地質の調査並びに沈下量の調査、それから溶接面の非破壊検査、それからさらに水張り検査というふうな段階を経てまいりますので、従来のものと比べますと相当検査内容というものが強化してまいりたいと思ひます。

そのほか溶接方法につきましては、重ね溶接の方法は禁止をする、あくまで突き合わせ溶接で底板につきましてももっていきたい。したがって、こうした溶接方法の変更に伴ひまして、底板に用います鋼板の厚さは大体二倍程度にすること可能であるといふふうに考えております。工事方法につきましても必要な変更を行つていく、こういうことにはいたすわけであります。こういうことで、特に市町村の消防機関としましてはこの地質検査あるいは基礎の沈下計算といふものが十分行い得るかどうか、この点が一つ問題でございます。

それから、非破壊検査につきましては、それぞれ専門の会社がございますけれども、その検査内容について十分な立会検査ができるかどうか、この辺が一つの問題点であるといふふうに考えております。

○赤桐操君 いままでは地方のそれぞれ企業から出されてきて、それは消防署でチェックをしてきておられるんですね。それは、いま長官もはつきり言っておられましたけれども、川崎市の場合のきりうもお尋ねしてみましたが、やはりこれは非常にかなり事前の打ち合わせを綿密にやっておるということですね。たとえばそうしたレイアウトなり市当局は、まずその設計をした当事者と真剣な話し合いをする、そこで詰めるものを全部詰めて問題点を全部抽出してみる、その上で今度は別に企業の側と話し合いをする、それから後企業と設計者の間で話し合いをさせる、こういう大変綿密な手順を事前に踏んでおるということも私もき

のう確認してまいりました。私はやっぱりそういう形のものも少なくともとられていかなければこれは事前のチェックにならぬと思ふんですね。それは一体いまの地方自治体に所属している出先の消防機関でやるだけの能力があるかといつたら、いまも明らかにされておりますが、それはちょっと無理だろうと。それだけの技術者の陣容が整えられていないだろし、それが現実に行われて任務を果たしているようなものといつたら、川崎の消防署、消防局ぐらゐのものじゃないか、こういうことになってくると思ふんですね。それで職員その他の養成、いろいろ聞いてみると、やはり今日の体制をつくり上げたのは二十年の歳月を経ている。決して偶然にでき上がったものではないといふんです。直下型地震の問題があったからあれだけの体制ができたといふことと、川崎市は独自の立場で今日まで積み上げてきたということも明らかにしておりました。私はやはりこれだけの体制をつくり上げていくには、ちょっと簡単にはいかないと思ふんです。したがって、地方のそういう機関に任せるというやり方はこれはもうできないと思ふんです。当面それに対する中央の機関としてどうするかといふことを真剣にやはり具体化しておかなければならぬと思ふんです。その点についてももう少し明らかにしていただきたい。

○政府委員佐々木喜久治君 現在のタンクの構造その他に関する基準というものは、この基準自体が非常に大まかな基準になっておるといふ点も問題があるわけでございます。これからこの技術基準を出します場合には、タンクの大きさに対応するその使用材料等につきましても具体的な基準を定めていく、それによつていけば設計審査ということも可能になるような基準といふものをつくり上げていく必要があるといふふうに考えておりますけれども、確かに御指摘のように、このタンクの設置につきましては、土木関係から金属あるいは溶接、そういう特別な技術が必要でありますので、こうした技術関係の職員を、地方の消防機関

がすべてそういう職員を持つておるといふことは事実上の問題としてなかなかかむずかしい点がございます。川崎でありますとか、あるいは横浜でありますとかいふような大都市地域における消防の場合には人的にもそうしたものが可能でありまして、まあ大都市地域はそれほど問題はないかと思ひますけれども、やはり小さい町村の消防になりますと非常に問題がある。したがって、現在のこうしたタンクその他の危険物施設に関する事務は、一応消防法上機関委任事務として市町村長の権限にゆだねられておるわけでありまして、けれども、実際問題として市町村が処理が非常にむずかしいという問題につきましては、これを市町村の申し出によって国が直接処理をするとか、あるいは別途の特殊法人をつくつて専門の技術屋をプールいたしまして、それにその検査事務の市町村の技術を補完するという意味で検査事務を行わせるというふうな方法があるかと思ひます。これらにつきましても、それぞれの方式をとつた場合の長短あるいは法律上の問題点というものをいまいろいろ私ども事務的に検討いたしております。できる限り早い時期、次の通常国会等におきまして、消防法の改正という形でその結論を出していきたいというふうに思っております。

○赤桐操君 私はいまタンクの例で長官の見解を承つたのですけれども、川崎だけではなく、どこでもこれはコンビナート地域で言えることでありまして、貯蔵の問題が一つあると思ひ、それから中身を見れば、製造部門があるし、あるいはまたその用役とか各施設にわたつていふと思ひます。それらはいずれもやはりタンクについての綿密な検討がなされなければならぬ、事前チェックが行われなければならぬと同じように、総合的にやはり各施設の事前の安全性のチェック、こういうことが確立されていかなければならないと思ひます。そうなるべくと、この点については私は通産関係の方がそこに一つ問題が出てくると思ひますが、通産の方の考えとしてはどうですか。

○説明員(山中正美君) お答え申し上げます。石油の精製工場の件でございますけれども、現在いわゆるリファイナリーを建設する場合には、石油業法によりまして許可の対象になっております。ただ、石油業法の許可基準というものはあくまで石油の安定供給ということとを目的としておりまして、そういう供給をいかに安定的に実施するがということを対象にいたしまして石油業法の許可案件になっております。そういう意味で、石油業法では保安なりそういう面を中心としたチェックというものは現在のところできないわけでございますが、ただ一応われわれといたしまして、行政指導といたしましてできるだけ安全に留意いたしまして災害が起らないように配慮していきたいと、こういうふうな考えをしております。

○赤桐操君 そうすると、あなたの方で許認可権を持つておられるのは、コンビナート施設の中のどういう部門ですか。

○政府委員(宮本四郎君) 先ほど先生の御質問に補足させていただきますが、高圧ガス取締法に基づきますところの許認可権の対象となる施設がコンビナートの中にございます。その点につきましても御質問の点につきましては、私どもの方、前の国会におきまして高圧ガス取締法の改正をさせていただいたわけでございます。この改正規定によりまして、新しく製造段階からの検査というのを特定設備の検査という名目で導入させていただきます。これはどういたしておるわけでございます。これはどういうことかと申しますと、高圧ガス施設の中で特に危険な高圧ガスの製造設備につきましては、設備の製造の段階、これはプラントに大体なっておりますので、プラントを当該事業所に設置する段階では遅いと、メーカーの段階で、当該プラントを材料の段階から製造するその各工程におきまして十分検査をしていこう、こういう趣旨に立脚いたしておるわけでございますが、たとえばどういふものかと申しますと、タンクとかそれから反応塔とかそういういろいろなものがございまして

し、どういふ方法でチェックするかということになりますと、たとえば材料とか溶接の方法とか、組み立てのやり方とかあるいは加工の工程、こういう各段階におきまして、材料そのもの、あるいは肉厚だとか、構造だとか、溶接部の検査だとか、耐圧試験だとか、気密試験、こういうことをやっております。完成いたしましたら、完成検査ということで全体としての立場から、個々の材質ではございませんで再び検査をする、こういうやり方をいたしている次第でございます。

○赤桐操君 私そういう点も大変な前提だと思ひます。しかし同時に、いわゆる過密の問題であるとか適正配置であるとかという問題とあなたの方の關係がないと思ひます。

○政府委員(宮本四郎君) 立地問題全体といたしましてはもちろん考え方はございます。たとえば立地問題について配慮すべき問題点として一番大事なもの、御指摘のように防災の観点でございます。それからさらに公害問題ということがございます。こういうことでございますので、基本的なあり方といたしましては、現在非常にその過密化が目立っております三大湾、具体的に申し上げますと、東京湾、伊勢湾、大阪湾、さらに瀬戸内海でございますが、こういうところにおきましては、もうあんまり工場をふやさない。現在すでに工場が立脚しております、さらに現実問題として

はそれらの中に計画がすでに具体化されているものもございまして、そういったものはやむを得ないと思ひます。今後ふやさない、かき、そういたしましたし、既成の工業地帯から遠く離れた遠隔に開発される、外洋に面した工業地帯をつくる必要が今後経済の発展に伴つて必要な場合には、そういうふうな方針に基づいて、具体的にいたしたい。また御指摘のような問題点が出てくるわけでございますが、さらにこの方針に基づいて、具体的にいたしたい。製造事業の製造の許可というのを法律に基づいて実施いたしておりますが、その場合に、申請の際には詳細な図面、設計図、それからその配置状況が提出されてまいりますので、もちろん個別にはチェックいたしておりますが、同時にそういう事柄が今度のコンビナート防災法によりましていろいろとレイアウトの形に出てまいりますので、あわせて御相談申し上げながら、消防庁その他と御相談申し上げながら、十分なレイアウトの配慮と申しますか、そういうものについて留意してまいりたいと思ひます。

○赤桐操君 要するに、事前の安全性に立つたところのチェック制度というものについて私はお尋ねしてはいるんですよ。消防当局の方はそれは必要だと一昨日からこれは言つておる。あなたの方は、消防当局の方との関連なしに仕事を進めるといふことはあり得ないわけだから、そのあなたの方の考えている事前チェック制というものと消防当局が考える事前チェック制というものがマッチしていなければならぬと思ひます。それは合っているんですよ。

○政府委員(宮本四郎君) 私どもの方の対象といたしております高圧ガス取締法の設備でございますが、それに相応する必要な製造上の基準というものがございまして、これは必ずしも、消防庁でお考えの、石油のタンクに例をとつた場合にそれとは一致してないかもしれませぬけれども、しかしながら、その工場、事業所全体として安全の確保、災害の防止という観点から十分な配

應がなされておるかということにつきましては、同じような立場に立っておる次第でございます。
○赤桐操君 要するに私は、縦割り行政で個々の立場に立っては、いま課題になっているこの基本的な大前提の問題の解決はあり得ないと思っております。そういう意味でチェック制度の確立を私は要求するものです。

その一つのヒントを私は川崎で得てまいりましたが、川崎市コンビナート安全対策委員会というのが設置されています。この内容を見ますと、構成は学識経験者が三名、当市の消防、公害、経済各局の専門職員をもって構成する、こうなっている。そして非常に厳しい立場でこの安全対策委員会が運用されている。この中にはいわゆる通産あたりでやっているところの審議会ですか、例の企業がいった審議のあれがあるようであり、企業がそういった内容のものではないわけですね。企業の側はシャットアウトした全くの第三者機関、専門の立場に立ってつくり上げた安全委員会だと思ふ。こういう純粋な形態のもの、性格のものを私はチェック機関として設けるべきだと思ふんです。これが総合的な立場に立って、関係各省が全部入ってこの権威あるチェック機関を運用していく、こういうことであるべきだと思ふけれども、この点について自治大臣なり通産大臣なりの意見を私は求めたいと思ふんです。政府の立場に立つた御答弁を願いたいと思ふ。

○政府委員(佐々木喜久治君) 個々の市町村につきましては、安全対策の委員会を設けるかどうかという点は、私ももう少し検討する必要があるかと思ふますが、現在この法律の規定による防災本部におきましては、関係省庁の地方機関も入りまして、防災体制についてのいろいろな対策を講じて、必要な防災計画をつくらせていくという組織になっておるわけでありまして、さらにまた必要がある場合においては、防災並びに安全という問題につきまして、学識経験者としての専門員を置くというような制度も考えておるわけでありまして、この専門員の活用問題につきましては、こ

れは大学等におきまして専門に安全関係についての研究をしている学者、あるいはまた水産部門におきまして海域におけるいろいろな漁業関係との調整の問題について専門的な知識を持つ方、あるいはまた農業問題等につきまして専門の知識を保持しておるその地域の方々、こういう人々を集めて専門員を置くという制度も考えておるところでございます。こうした防災本部におきまして全体的な会議と、それから防災本部に設置いたします専門員というものを活用していただきまして、これらについての安全対策というものを考えていけばいいのではないだろうか。特に大都市地域の都合であります、専門的な学者などが、市が独自でこれを選んでいけるというふうなこともございまして、やはり地方の町村部の方に参ります。そういうふうな、やはり県の防災本部におきまして、そうした専門的な人々を集めながら安全対策を考えていくという制度が運用される方がむしろ望ましいのではないだろうかというふうな感じがいたします。

○赤桐操君 私のいま申し上げていることは、消防庁という一つの次元で話じゃないんです。各省の関係がみんなまたがってきているわけなんです。それを政府の立場に立って統合した、あるいは総合的な純粋な意味における機関を設置すべきだと。そしてそれを統合してそれぞれの各県を指導していくという体制をとらなければ、事前チェックの役割を果たせないじゃないか、こういうことを言っているわけなんです、そういうふうに理解してよろしいんですか、自治大臣。

○国務大臣(福田一君) 確かに、いろんな問題を含めて防災対策を考えてみなければいけないことはもう御説のとおりだと思ふんですが、いろいろその場合において、それぞれの市あるいは町村において、また県においての一つの構想といえますか、意見が生まれた場合において、消防庁にはもちろんこれが来るわけでございますから、私はその段階において必要とあれば関係省庁と十分連絡をとらしていただくように措置をすることに

よって、いまあなたが御指摘になったような問題は処理ができるのではないかと。大体いままでにもよくあるんですけれども、すべてのものを集めてこりやっておきますという、またいい場合もあつて、またいい場合もあつて、御意見は御意見としてわれわれも何も反対ではございませんけれども、今度のこの法律でもってやってみて、またいま御指摘になったような問題で疑義が出たり、あるいはまた問題が起きないように努力いたしますけれども、この法律の施行の状況を見た上で処理をさせていただくようにしたいと存じております。

○赤桐操君 川崎市の市長からも訴えられておりましたけれどもね。この法律の重要な事項の大半が自治省、通産省にみんなまたがっているんです。御承知のとおり。そこへまた建設省あたりがひとつ飛び込んでくる。もつとその埋め立ての段階から見れば、運輸省の港湾関係も絡まってくるわけなんです。公有水面埋め立ての問題が出てくるわけですね。いまお話があったように、農林水産関係も入ってくるわけでしょう、港の関係があるわけですから。そうすればこれはますます多元化の方向をとっておるわけですよ。今度の法律は、私は一つのビルディングの中にいままでばらばらな家を全部統合するという目標でなければならなかったはずだと思ふのです。それがコンビナート法の意義だと思ふのです。そういうふうな自治大臣は私どもに前国会で約束されている。その方向で勉強を努力をし、この国会に提起しますとして出てきたものがこういうものですよ。自治大臣が言われたことを出てきたものと比較するとこれは大変違いがあるというのをわれわれは痛感しているわけですよ。そういう意味で、むしろこれは一元化の方向ではない方向をたどっているような感じがするんじゃないか、こういうことになつてくるのであって、まして事前チェックというものがこれほど安全上の問題を左右するものであるということになつてくるなら、やはりこれは

そういう一つの形をとるべきじゃないのかという観点で申し上げておるわけなんです。大臣、これはおわかりになるでしょう。

○国務大臣(福田一君) お考えのことはよくわかります。われわれとしては、もちろん、いまおっしゃったように関係のものを全部入れたようなものにしたかと思つたのでありますけれども、海の問題は、御案内のように、運輸省関係でまた別に法案をつくるということ、なかなかこの役所間の話し合いがとんとんまでつかないわけでありまして、結果においてはそういうふうに分離することになりました。それでではけしからぬじゃないかというお話もよくわかるのであります。まずさしあたりやはり一応法律というものはこの際つくらねばいけない、そういうたてまえで、ただいま皆様のお手元に提案いたしました法案を作成をいたしましたわけでありまして、御趣旨をないがしろにしてやつたというよりは、まあこの際にかくこの程度でひとつやらしていただきたい、こういう意味と御理解をさせていただきたいと思ふわけでございます。

○和田静夫君 ちょっと関連。すみません、行管庁長官、内閣委員会からわずかな時間もらいましたものであります。いまの関連で少し尋ねたいのですが、まず第一は、先ほどありました赤桐質問のこの基本的な姿勢の問題なんですが、石油類や高圧ガス類の過密化を避けるということが、昨日調査団として出向いたみんなが私は感じ取ったことだと思ふのであります。そうすると、明確に総量規制の方向へ進むべきだ、そういう一点が出るのではないだろうか。で、いずれ、いま大臣が言われたような趣旨で、この法律案については私は決して反対をする立場で物を言うのではなくて、近い将来に向かつてそういう総量規制的な考え方を導入するおつもりもありませんが、いま言われたような形での御答弁であるかどうか、そこをひとつとつまずき第一に尋ねたいのです。

○政府委員(佐々木喜久治君) 確かに、この法律

の立案の段階におきましても、総量規制の問題をどう考えていくのかというような問題点があったわけですね。私もそうでした問題につきましてもいろいろ検討をしたわけでありまして、やはりこの総量規制につきましては、そのコンビナートが立地をされる場所によって相当問題の所在が違つておる。総量規制の基準をつくるということ自体が非常に技術的にもむずかしいということを感じたわけでありまして、ただ、現在のいろいろな規制立法の中で、現在の規制が、いまの危険物のいわば集積の大量化に対応して十分な規制数値になつていのかどうかという点につきましては非常に問題がある。やはり今後のコンビナート地域においては、三菱の重油流出事故あるいは大協石油の火災というものから見ますと、タンクの保安距離、保安空地、特にこうした保安空地等につきましては、やはり現行法令で緩和している規定というものはこれをやめる、廃止をする必要があるというふうな考え方に立つてきておるわけでありまして、こうした規制措置について検討をし直すことによつて、相当な総量規制が事実上行い得るといふふうにも考えておるわけでありまして、まずそうした消防法関係の規制というものを見直すことによつて一応の目的は達せられるのではないだろうかという感じがいたしております。

○和田静夫君 大臣、いまの長官の答弁でよろしいですか。

○国務大臣(福田一君) 私も事実問題として、そのつくりられる場所、場所によつて消防力のどの程度のあれができるかということで一応防災の見地から見て押さえていくという形で、消防力が弱いのに非常に大きいものをつくるというふうなことはわれわれとしては認められない、こういう考え方に立つておるわけでありまして。

○和田静夫君 したがって、大体、規制をされている部分の不十分な部分を外していきながらそれが総量規制に通じていく、こういう状態のものになつていくんだということを理解しておいてよろしいですね。

そこで、消防組織法の六条で、「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。」と、こう定められてはいるわけでありまして。しかし、石油コンビナート防災法案は必ずしもこの六条の趣旨に沿わない点がある。それは各省の折衝があつたからいろいろのことが起こつてきているだろうというところは推察するにたかくありませんが、市町村の消防機関に権限を一元化するところがやっぱり望ましいんだと思つておる。この点が十分でないことはこの法律案では明確です。特にいわゆる保安三法と言われる消防法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法、この統合が行われなかつたのは一体どう考えてよいのか。このことは検討されるおつもりはあるんですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) この法案の立案に当たりまして、現在個別立法によりまして、たゞいま御指摘のないいわゆる保安三法と言われているものがあるわけでありまして、これをこの法律自体を統合していくということになりまして、これに伴つて役所のその事務に関する限り統合した役所を設けるといふようなことにもつながつてくるのではないかと感じがいたしておりますが、こうした特に保安三法というものを統合していくということは一応の目的は達せられるのではないかと、これは私どもは考えておるわけでありまして。また、コンビナート地域の防災対策というものは一刻も早くやらさなければなりません。こういう観点からいたしますと、やはり個別立法はいまのままに生かしておきながら、その個別立法の上にかぶせて、個別立法の足りない部分を補充をしていく立法措置を講ずる、こういうことでこの法案を立案をいたしたわけでありまして。ただ、この立案の過程で、少なくとも末端の第一線業務を行つていける行政機関だけではない、現実には高圧ガスは都道府県知事が行つておられますし、消防関係は市町村長が行つておる。この関係を少なくとも統合してみたらどうか、こういうことでは

いろいろ御相談もしたわけでありまして、やはり現在コンビナートがあります市町村の実態をながめると、まだ高圧ガス関係の仕事を市町村に行わせるということがむずかしいところがある。こういうふうな観点から、この行政機関を一元化していくという問題も、非常に現実問題としてはまだ時間がかかるというふうな感じがいたしたわけでありまして。それにいたしまして、府県知事と市町村長との間の連絡というものは十分と知つておいても、また市町村長も高圧ガス関係の施設内容というものは十分知つておいてもらふというふうな、相互の連絡調整規定を設けるといふことで当面はやらざるを得ない、こういうことと現在の法案は踏み切つたわけでございます。

○和田静夫君 提案理由の説明のところの部分はわかっていますから、限られた時間ですから、質問にばかり答えてもらへばいいと思つておる。私は、もっと具体的に言つてしまえば、大臣、高圧ガス類と石油類の防災関係の管理については、これはきのうも視察してきて、あるいは冒頭市長やあるいは県の代表のあいさつの中にもありました、やっぱり窓口の一本化を求めているわけですね。そういうことがどうしても必要だと思つておる。そういう意味での一元化は、これはやっぱり消防庁なら消防庁にする、自治大臣のところには一元化をする、こういう主張があつてしかるべきだと思つておる。いま説明がありましたように、そういう考え方に立つてやってみなければ、各省のセクショナリズムにぶつかり合つてなかなかむずかしかった。そのむずかしかった事情というのはわからぬわけじゃありませんが、そういう方向性というものはやっぱり私は確認をされてしかるべきだと思つておる。これ大臣いかがですか。

○国務大臣(福田一君) 実は私も当初はそういうつもりでおつたわけなんです。なかなか法律の問題と実際の市町村の実力という、力の問題と考えると、統合することが、たと

えば川崎のようなどころですと、またあいつは神奈川県のようなところなんです。いいんですが、もつと過疎地などへ行きますと、なかなか簡単に法律はつくつたが実際にはできないというふうなことが起きていけないというふうなこともありまして、そこまではつきり踏み切れなかつたというのが実相とお考え願ひたいと思つておる。

○和田静夫君 ところで、私は都道府県段階あるいは政令都市以上段階とか、そういう形の分け方を段階的にはしてもいいと思つておる。そういう構想くらいは出していいんじゃないだろうか。これは意見として……もう時間ありませんから。

そこで、行管庁長官、恐縮ですが、重要なところを抜けて来てもらつて。主務大臣による許認可等については、大変今度の法律は多くの規定があるんです。四十六条でそれが規定されているんですが、たとえば第五条の一項、第七條の一項、第八條の三項、こういうところは石油高圧ガスの処理量の増加等の工事を行う場合は通産大臣及び自治大臣。これは届け出。これは二重ですね。それから高圧ガスの取締法では高圧ガスは知事の認可なんというふうなこともある、まあ三重。そういう複雑な手続をする必要というものはこれはどこにあつたのかということを実はまず聞くんではないか。自治大臣にお聞きをするんですが、そこで、その答弁がいま出ますから、消防庁長官からでも出るんですが、行政管理局はこういう法律の手続面における複雑さについてどうお考えになるのか。あるいは事前に、この四十六條部分について行管庁と事前の煮詰めがありましたか。

○政府委員(佐々木喜久治君) ただいま御指摘のように、消防危険物関係につきましては市町村長、高圧ガス関係については府県知事というものの機関委任を行つて、権限の委任を行つて事務をやつてもらつておるわけでありまして、コンビナート地域のような大きい施設については市町村長あるいは府県知事に事務を委任をして、国が全くそれにノータッチの状態でおるというものは、いかにもやはり国としても責任体制がとられていないような

状況になるのではないか。そういう意味におきまして、国もやはりこうしたコンビナート地域の防災については一半の責任を持って、直接その内容等についての規制を行うという立場が必要ではないのか、こういう観点から、国についても、大きいものについては届け出をさせ、必要な規制を行うという考え方をとったものでございます。

○国務大臣(松澤雄蔵君) たいま御答弁がございましたよ。重要な要領で事務当局をしてそのようになことを検討されたわけでございまして、結論的に申し上げますと、たいまお話しのようなこと、率直に申し上げて御答弁のとおりだと、こういうふうに申し上げた方がいいのじゃないかと、かように思います。いずれにしても、答弁をいたしました。はたまたま消防庁の長官から御答弁を申し上げたとおりだと言ふ以外にはなからうと思ひます。

○和田静夫君 長官の御答弁もちょっとぼくの質問を誤解されておるような気がするのですが、消防庁長官の方です。

行管庁長官に、先ほどお聞きになったかどうか知りませんが、自治大臣はすべてのものを集めるとおくれる場合がある、したがって云々と、こうなつたわけですか。私は、いま言っているのは単に届け出事項なんです。届け出事項ですから、私は消防庁長官が集約すればいいのだと思うんです。なんであつちこつち煩瑣なことをする必要があるのでか。したがって、ぼくは国が関与しなさんなというところは一言も言っていないんであつて、ちゃんとやりなさい。しかし、消防庁長官がおやりになつたらいいじゃないですか、あるいは自治大臣がおやりになつたらいいじゃないですか。必要があれば通産省にその写しを回せばいいじゃないですか。行管庁長官はそれぐらゐの、いわゆる行管の立場に立つた指導というもの、事前の協議があつたとお答えになつていますから、もしあつたのならなぜやらなかったのか。

○説明員(關行君) たいま御指摘のような点は、はごもつともかと思ひますけれども、そういうことは事務手続の面であるいはお工夫の余地があるかと思ひます。権限といたしましてはやはり長官が正しい方法ではないかというふうと思ひます。

○和田静夫君 そうすると、その長官というのは消防庁長官という意味でしようからな。そうすると、私のいわゆる質問の趣旨が、行管庁長官、行管側としては正しいとお思ひになつて、直しなさいということをお望みする、まあ私はききようここでこの法律を、賛成法案ですから、直しなさいということをお望みする、そのところはお含みになつて、通常国会に對して消防法に手を入れるという御答弁もありましたから、この辺のところは十分やっぱりお考え合わせの措置をしていただきよるし、いまの答弁がそうなんです。自治大臣、

○国務大臣(福田一君) 十分考慮させていただきます。

○和田静夫君 行管庁長官、もう一点ですがね。同じことは省令にゆだねられた事項についても言えるんです。これは、たとえば第四十一条の二項、高圧ガス取締法に關する規定、これは通産省令によることになつて、それから、言うまでもないのですが、防災法案はあくまでも防災を目的としておるんです。それにもかかわらず、通産省はむしろん災害防止の責めを負つて、通産省はむしろん高圧ガス取締法は通産省の管轄であることも知つておる。しかし、防災体制の一元化から言つては、これはやっぱり消防庁に移すべく法案作成というものが行われるべきであつた、行管庁の側としてはそういう指導をされるべきであつたというふうにお考えなんです。このところは私は意見で申し述べておきますが、四十八条には、この法律の規定により主務大臣の権限に屬する事務は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長に委任することができる。と規定

定されているんです。この内容は、許認可権は国に集中するというところのように思われますが、その必要がどういふところにあるのか。言うまでもなく現行は市町村消防体制であつて、そして消防組織法第六條により、消防は市町村に責任がある。実態の把握も結局市町村消防署が行う、許認可権だけ国が持つという理由というのは、これはどうも納得できないのですが、行管庁長官、こういう形での許認可事務の増というものを行管庁長官側としては望んでいらつたやうに思ひますか。

○国務大臣(松澤雄蔵君) 行政事務も技術的にあるいは専門的に分化せざるを得ないと考えておられますが、したがつて、国民生活の安全を確保するという見地から、コンビナートに關する許認可というものが増加するのはやむを得ないではないかというふうには考えておるのですが、皆さん方の御判断もあるだらうと思ひますけれども、何とも實際問題として許認可というものが幾分なりとも増加するといふふうなことに對してはやむを得ないといふふうにお考えざるを得ないと思つております。

○和田静夫君 ただ、そういう論法でいきますと、今後非常に膨大にこうつとふくれ上がつていきますよ。そういうことというのは好ましいことではないので、前提としては、やむを得ないといふことになりまして、そのことはある意味じゃ好ましいことであるといふふうにとられれば行管庁が存在をしておる理由がなくなつてくると極言したくなるようなことになりまして、それ、その辺、審議官、どうですか。

特に規制を強化する必要があるような場合におきまして、許認可等の事項がふえることもやむを得ない。ただ、一方におきましては、時代がたちますといふと、中には社会情勢の変化等によりまして、既設の許認可等でも必ずしも強度の規制を加えなくても足りるようになるようなものも見受けられますので、そういうものにつきましては、別途御審議を願つておきます。認可等の整理法などを通じて、これは法律だけではなくて、政府部内で承知をしておるものもございまして、けれども、そういうことで、ある程度の年数がたつた段階で見直しをするといふようなことで、御指摘のような、むやみに許認可事項が膨大になるといふようなことは防止をしてまいりたい、かように考えております。

○赤桐操君 きのうの視察の中で、コントロールセンターのあり方についていろいろ私は説明を聞きましたけれども、現在のコントロール方式よりもう一步自動化したいといふことを言つておられます。要するに、事故が発生したといふときには自動的にそれが全部制御されるような形、一切の作動がとまるような自動化を考えた、こういうことを、またその方向でいま検討しているといふことを私は聞いたのですが、そこで私はつくづく考えたのですが、そういう形で自動化がますます進行していく。考えてみると、このコンビナート地帯というのは、いろいろ言われておりますように、省エネルギー化、それから高速化、それから集約化、自動化、こういう方向で技術的な追求が行われてきたと思つておる。その段階が今日かなり高度のところに来ておると思つておる。けれども、これをさらにまた進めていくといふことになる。

千葉県で、三井ポリケミカルという工場が爆発をいたしましたことがある、これはもう何年前でありますけれども、ところが、これはアメリカの特許でありまして、中へはいれないのですよ、消防署の人がはいろいろと思つても、中へ入れないので、それで幸い人身事故その他はなかつたやうな

ものなんで、問題はなかったようなのでありますけれども、これはたまたま人身事故がなかったというだけで、やはり人身事故どころじゃなく、次の爆発とか、いろんな問題を誘発するほどの大きな問題であろうと思っております。あつたと思つて、そういう点から見ますと、もうこれです。済みである、心配ない、こういう試験が十分に行われ、試され済みのものでなければならぬと思つて、これらの改良されていくもの、余りにもこの機械化とか、四つの目標でやつてきたことについて、自信してやり過ぎてゐるのではないだろうか、こういう感を深くしたのでありますけれども、これらについて消防庁あるいは通産当局の見解をひとつ承つておきたいと思つております。

○政府委員(宮本四郎君) 御指摘のように、高圧ガス取締法に基づきます事業所における事故を、さきに分析いたしますと、確かに操作ミスによるものがかなり多々ございまして、したがって、これを防止するために、保安教育の訓練の強化ということが非常に大事になつてまいりました。このためには、いろいろ経営者のトップから、防災問題、保安問題について関心を持つていただきまして、組織をつくらせて訓練の徹底をいろいろやつてもらつておる次第でございます。同時に、現在の高圧ガス事業所におきましては、きつめて高度な自動制御装置を幾つか導入しておるわけでございます。たとえば異常があらはれた場合に、自動停止装置、インターロック、こういうものがたくさん導入されておるわけでございます。これはこれなりに相当の効果を上げておるわけでございますが、もう一つ、保安の確保に携わる人の保安及び労働面におけるところの意欲の向上ということも非常に大事なことであらうかと思つて、このためには、余りにコンベアシステムに重きを置き過ぎておつて、その方面の自覚が崩れることを何とか防止したい、こういうこと、いろいろ積極的に保安業務に働いていただくために従来から努力いたしておるわけでございます。

す。人間の何と申しますか、生きがいのある職場づくりと申しますか、こういう方面でも各般の施策を重ねてまいりたいと思つております。

○赤柳操君 要するに、生産力増強のこの枠の中の安全性という改良的な段階ではもう済まされなくなつてきてゐる、こう私は考えるのです。だから、要するに、非実証的な技術の乱用や、あるいはまた自動化への盲信ということについては、これはやはり相当思い切つた規制をする必要があると思つておるのです。この点をひとつ確認しておきたいと思つております。

それから次に、国土庁関係に向うことになると思ふのですが、川崎市では、お伺いするとうつと、三本の防炎用のグリーンベルトをつくりたい、これはまあ長官も聞いておられたと思つて、これは予算が九千億ぐらいかかる、こういう話なんですね。それで、これを国、企業、自治体の三つの立場で三、三、三の割合で負担する、こういうことを私は聞いたんですが、これはちょっと大変な問題だと思つて、どだい、いまこれらの企業というものは、コンビナート地域のこういうそれぞれの各施設というものは非常に大きな加害施設化してしまつておる。大変なそういう要素が集積されたものである、こういうふうに考えるわけですね。そのために、今度は逆に住民の立場にはね返つてくるわけです。そのしりの始末を住民の立場や自治体が負わなければならぬ、これは私には問題があると思つておるのです。公害問題でも加害者負担ということが大きく今日問題になつてきておるわけでも、私は同じ立場であらうと思つておるのです。原則的には、

まつたと。この石油関係の企業ではどのくらい人間が動いてゐるかという、大体非常動も含めて八百人と、こういうことなんです。これは東亜燃料なんか見てもやつぱり同じです。非常に省力化された装置産業としての典型的なものだと思つておる。そうすると、地方自治体の立場にしてみれば、どちらが金が落ちるかということになります。これはやつぱり人間の多い方で、そして人がわざわざ動くところの方がこれは金も落ちるし、町のためにはなるんですよ。ところが、一方装置産業の方は、人間は要らない、高度の合理化された施設である、上がた収益はみんな本社へ持つていかれる、こういうことになつてきて、自治体の立場としてはこれはやりきれないと思つておる。しかも三、三、三の割合で川崎市の場合なんか三千億に及ぶところの負担までせられるということになつたのは、これは話の筋がおかしくなつてくる。私は、こういう問題については地方自治体に負担をさせるべきではない、こういうふうな考えをもちます。そして加害者負担の原則でいけば一番いいけれども、あるいはまた、とりあえず国がこれに対する保証を行つて、自治体には持たせない、そして別途これらの企業に対しては企業課税を改めて設定する、こういうふうなことにどう考へておるか、お尋ねしたいと思つておる。

○国務大臣(金丸信君) 六月二十一日の日に、建設大臣と同行いたしました。横浜、川崎地区の先住御指摘のような状況を視察いたしましたわけでございますが、国会で、予算委員会でも答弁もいたしました。一応九千億ぐらいかかると思つておるけれども、この問題については、私も行つてみて、遮断壁とか、何しろ遮断壁をつくらなければ、人命に及ぼす影響が、もし間違ひがあった場合はとんだことが出てくるというような実感も持たされたわけでありまして、そこで、国土庁といたしましてはこの問題をいかに扱うか、また、先生の御指摘の問題点等もあることでございますから、国土庁でいゆる調整費という予算があるわけ

でございますから、二千六百万、建設省に調査をしていただくというところで出したわけでございますが、その結果、横浜と川崎の調査の結果が出てまいりましたら、それによつて、ひとつそれを踏まえながら、どうすべきか、あるいは立法もしなければならぬという場面もあるかもしれない、先生の御指摘のように、自治体でいまのような現状の姿を考へてみればとてもしよえるものではない。また、普通の事態でも、たとへて言えば九千億という場合に、三分の一、三千億も持たなければならぬ、これは、とてもできる相談ではない。それは、調査の結果、どのようにしようかという結果を見て先生方のまたお知恵も拝借したい、こう考へておる次第でございます。

○和田静夫君 これ、建設大臣と、国土庁長官と、両方にもちろんお聞きしたいのですが、いま言われたような形で国土庁長官は建設大臣と一緒に視察をされた結果、建設省に対してそういう呼びかけをされたのです。そこで、直下型地震の問題、これはまた別に災害対策特別委員会でもやるとしても、そんなに時間をかけられたのではございません、そんなに時間がかつたのは、建設大臣、国土庁長官との間で煮詰めていつまでにかやられるか、時期を一遍この辺で明確にしたい、こういうことをぜひ両大臣の口から聞きたい、こういう考へ方だつたんです。いかがでしょうか。

○国務大臣(金丸信君) 調査の完了するのはことし一ぱいで完了する、という予定になつておるのです。御了承願ひたいと思つておる。いや、失礼しました。今年度一ぱいださうです。

○和田静夫君 建設省ね、そんなに横からこう、ようやくことし一ぱいというところまで……。あなたの方で三月月も延ばすということをやめて、次官、力のある次官ですから、どうです、前言のようなことはいきましよう。

○政府委員(中村弘海君) 決して横から横やりを入れたわけじゃございませんで、私たちの打ち合わせがそのようになっておるわけでございます。

で、大臣に失礼な答弁があつちやいけないと思ひまして言つたわけでございまして、私たちの建設省といたしましても、国土庁と一緒に手を組みましてやりたいと考えております。

○和田静夫君 ところで、国土庁長官の方ですが、いわゆる三分の一負担というのが自治体にとってこれは非常に重いわけです。地方行政委員会としては、そこからまた論議はこれからも発展させなきゃなりません、きょうその時間があるというところではなくて、したがって、たとえば九千億のうち三千億を国が持つことは非常に重いんだというのを前提にされながら、その九千億そのものは調査結果が出なけりゃわかりませんけれども、川崎の例でとつてみれば、前提にされながらお話を進められるのは困るのであります。防災のための遮断地帯、グリーンベルトというのは必要なんだと、その必要な状態というものを満たすために措置としてこうするんだという観点に立つて、ぜひこの判断というものは進めていただきたいと思ひますが、そう理解しておいてよろしいですか。

○國務大臣(金丸信君) 私自体の考えは先生の考えと同じであります。
○和田静夫君 国土庁は、十五日に新全国総合開発計画の中間報告をまとめて発表されたわけですから、その概略を見ますと、農業、沿岸漁業などに今後傾注する考えのようではいらつしやいます。私はそれは賛成であります。なおしかし、むつ小川原、それから志布志湾などの巨大開発をもともな推進をしようとしておられるというふうな読み取れます。しかし、コンビナート地帯などに對する現状を考えますと、この新たな開発というものは、昨日視察をいたしましたし、長官も行かれましたからよく御存じのとおりであります。もうあそこには心配で、心寒いものがあります。もうあそこには直下型地震が来た場合に、たとへば、与党の岩男先生などが大分で経験された経験から言つても、ああいう状態ではタンク全部吹っ飛ばさるうというのを、現地でもやっぱり虚心に心配

してお話しになつておられるわけですね。この辺のことを考えますと、私は、巨大開発よりも、やっぱり既成工業開発地帯の再開発といひますか、そういう提言を最近学者でしてはいる人たちがいます。そういうところから力点を置かれることの方が私はいいのではないだろうか。そういう意味において、巨大開発よりもコンビナート地帯などの再開発というものを、もっと国土庁としても、特に工場地帯と住宅地域というものの分離を何としてやり遂げるといふような意味でお計らいをやるべきだろうと、こう考えますが、長官、いかがですか。

○國務大臣(金丸信君) コンビナート地帯、ことに住宅と工場との関係、こういうものについては、人命の尊重ということ、また非常に密集しておることですから、そういう先生の御提案というものについてはわれわれも考えておるところであります。当然やらなくちゃならない。また、むつ小川原というふうな面につきまして、この開発を大型のプロジェクトでやるということについては、よりもっと分割して小さくやつた方がいいんじゃないかという考え方、それはいろいろ考え方もあると思ひますが、私は今後の日本の土地の利用の均衡のあるという立場から考え、また所得の格差をなくするといふようなことを考えてみれば、今後の日本の政治のあり方というか、方向といふものは、東北、北陸、山陰あるいは九州の南部、こういうふうなものへ政治のウエートといふものを置くべきじゃないか、そうして所得の格差をなくするようなことをすべきじゃないかというふうな考え方を私は持つておるわけであります。そういう意味で、この開発という問題につきましても、どこまでが大型であるか、あるいは小型であるか、またいろいろの問題点もあると思ひますが、どちらにしても、調和のとれた開発で、ことに公害のない、あるいは環境破壊のないようなことは当然考えながらこれは進めていかなくちゃならぬ、こんなふうに考えております。

○和田静夫君 後ほど、「新潟地震火災に関する研

究 消防庁」という文献を中心にしながら、若干の論議を私は自治大臣とやるのですが、その中に、「タンク等の設置にあつては、土質の十分な調査及びその土質に応じた基礎工法が進められることが望まれる。」といふふうな書かれておるので、この中に、ところが昨日も、全部埋立地の上にでき上がつていきます、そしてその土質はどうなんだと言つたら、非常に不安な説明なんです。まず盛り土をやつてみて、沈下の状態を見ながら、そうしてまた碎石を入れてみて、そうしてコンクリートを何度も打つてみて、そうしてそのうちに盛り土をやつて、そうしてその上に建てるんだというふうな論理なんです。この埋立地の地盤というものは非常に軟弱なんだということを、やっぱり技術者の諸君そのものも述べながらそういうことを言つておる。そうすると、私は国土庁では埋立地などに対してこれは規制を強化する、そういうことがあつてしかるべきだと思ひます。

○國務大臣(金丸信君) 前に閣議で自治大臣から、このコンビナートの石油のタンクの水島の事故のあつた直後、沈下しておるタンクもあるような話を幾つかお聞きしたんですが、そういうことは危険につながることでありますから、嚴重にそういう面については規制を今後ともやつていかなくちやならぬ、こう考えております。
○和田静夫君 長官、約束の時間ですからもうあれですけれども……

建設次官、いすれにしても、新潟地震火災の教訓が生かされないままに石油コンビナートの過密化が一層進んだといふことを、昨日もつくづくながめてまいりました。現状では、石油タンクなどの使用を大幅に停止するか、あるいは徹底した防災遮断地帯を先ほど来論議をしたようにつくるか、いすれかをとらないと、地震対策との関係において私は大変な状態だと思ひます。あの過密の状態といふのは、川崎のような状態といふのは、民家の密集地に火薬庫を抱え込んだような状態です、あれは、第三十三条の規定といふのは義務規

定ではないんですが、ぜひそれぞれの特定防災区域でいわゆる遮断帯の緑地、グリーンベルトをつくるべきだといふ強力な指導といふものを建設省は徹底をすべきだと、こう思つておられるわけですが、いかがですか。

○政府委員(中村弘海君) おつしやるとおりでございまして、遮断帯を私も考えておりますのは、ただグリーンベルトのみではございませんで、耐火構造の倉庫とか、危険でない工場等、コンビナートの災害が一般市街地に及ばない施設といふものをいま考えておるわけでございまして、この問題については、ただいま先生が御指摘になりました川崎などにおきましても、京浜防災遮断帯整備推進協議会を設置しております。私たちの方と相互に緊密な連絡を図りながら調査をしておりますわけでございますので、これを必ず私たちは実現させてみたいと思ひておるわけでござい

○和田静夫君 必ず実現される……。
○政府委員(中村弘海君) はい。
○赤桐操君 それでは、最後に一つ伺いたいと思ひますが、法案の第五条との関連になると思ひますが、通産省に伺ひますけれども、喜入地区はもっと拡大するのですか、あの基地は。
○説明員(山中正美君) 現在一期計画と二期計画が終わりまして、六百六十万キロリッターのタンク容量を持つておりますが、さらに第三期計画を現在計画中でございまして、鹿児島県局と喜入の地区を所有しております日石その他と現在相談中でございまして。
○赤桐操君 その場合、この法案の第五条に適用されるのですか、されないのですか。
○政府委員(佐々木喜久治君) 第五条は高圧ガスと危険物が同時にある第一種事業所について適用される条文でございますので、喜入のように石油オンリーの、いわゆる貯油基地の場合には第五条は適用ございません。
○赤桐操君 通産省が明らかにされている内容で、私が承つた範囲で考えたわけですが、十万キ

ことではちよつと納得できないわけですね。時間がありませんが、これはひとつ早急に解決をしておきたいというふうに思います。

それからもう一つは、消防法の三十九条の二の例の罰則の改正の部分ですね、これはちよつと確認をしておきたいのですが、危険物を漏出、流出それから放出または飛散をさせて火災の危険を生じさせた者ということですが、これは火災にならなくても、いわゆる漏出、流出させた場合でも適用されるわけですが、それはだめということなのか、この点ひとつ聞きたい。

○政府委員(森岡敬君) 三十九条の二の罰則につきましては、この罰則の内容をどうするかということではいろいろ法制局なり法務省、関係省庁とも苦心して相談したのでございますが、結論的に申しますと、消防法の罰則でございますので、火災の危険を生じさせた者を罰するという構成要件を定める、こういうことに相なっているわけでございます。

○神谷信之助君 だから、火災の危険というのは火災にならなくてもということですか。たとえはこの間の三菱の重油流出の事故ですね、あれはもし引火をすれば火災になる。火災の危険ですね。危険を生じさせたということで、火災にならなくてもこれが適用されるのか。とにかく火にならなければこの適用はできないということなんですか。

○政府委員(森岡敬君) 危険物の種類によりまして引火点の低いもの高いものがございます。C重油の場合にはかなり引火点が高うございますので、火災の危険度というものは、これは非常に薄いと云わざるを得ないわけでございます。ただ、「火災の危険を生じさせた者」でありますから、火災を生じさせた者に限定されるわけじゃありません。ただもう一つ問題ありますのは、ただし書きに書いてありますように「公共の危険が生じなかつたときは、これを罰しない。」と、こうなっておりますから、いずれにいたしましても火災が発生するあるいは火災の発生するおそれがある、危

険がある、その結果公共の危険を生じさせた場合に罰する、こういうことに相なっておるわけでございます。

○神谷信之助君 それでは次に移りますが、先ほどから問題になった緑地帯の財源の問題ですが、きのうも三分の一というのでは自治体はどうか、強い要請でもありました。ところが、よく考えてみますと、特にああいうところ、まあこれから新設するところはそれだけの敷地を持ったあるいは空間を持ったそういうレイアウトでなければ承認しないわけですね。ただ既設の方は、本来ならば、いま建てるのであればそれだけの敷地を必要とするわけですよ、企業の方は、それだけの敷地、ところが、早く建ててしまったからそういう狭い敷地のところにタンクを乱立させる、そういう状況になつてきておられますね。それを企業の負担を三分の一に抑えて国や自治体があとを持たなきゃならぬというのは、これから新しく新設をするところと比べてみても不公平なんです。だから、これは本来そういう点を考えてみても、これから新設のレイアウトする場合には、少なくとも国民の生命、財産に危険を及ぼさないそういう保安物件に対してしかるべき適当な距離をとらすわけでしょう。

敷地を、それと同じように、本来とってなきゃならぬ敷地を確保してなかつたんですから、これは企業の責任で当然確保させるというのがあたりまえではないかと思うのですが、この点いかがですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) この防災緑地の規定は、いわば安全対策といつたしましては企業がその敷地内にとつております保安距離の規定がございますが、このいわば第二段目の安全対策というふうに考えられるもので、したがって、この防災緑地というものが現実にはその機能を発揮いたします場合は、コンビナート地域のいわば全面的な火災という状況に立ち至つた場合にその効用が果たされる。しかしそれは防災対策上当然必要な施設であると、こういう観点から見ま

すならば、この防災緑地の負担というものは企業負担というのが当然の規定であらうというふうに考えます。

ただ、この防災緑地が現実にはその防災緑地としての機能を果たします場合には、それが何十年に一遍かの大災害というふうな場合にその機能が果たされるわけでありまして、通常の場合におきましては、この緑地は都市公園あるいは緑地、公共空地としての機能が、日常の生活、日常の通常の状態においてはその機能が果たされるわけでありまして、そういうふうな都市計画上の都市施設としての機能の面というものがから見ますと、公共事業として国及び地方の負担がその場合に考えられるわけでありまして。

こうしたこの防災面の機能と、それから都市施設としての機能、この両者の機能をあわせ持つというふうな観点から、これにつきましては企業負担分というものは三分の一に求め、そして他の三分の二につきましては国と地方公共団体が折半をする、こういう考え方をとつたものであります。これは現在公害防止施設として、公害対策基本法の規定に基づきまして公害緑地の設定の規定がございますが、その考え方を合わせてこの防災緑地の規定を設けた次第でございます。

○神谷信之助君 ちよつと時間を急いでますから簡単にしてもらいたいのですが、いまの公害緑地の場合は「全部又は一部」となっているでしよう。こちらの方は三分の一ですね、企業負担は、ですから、公害緑地と同じような考え方と言われても法文上は違つたわけですね。この辺はどういう理由ですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 公害という面から見ますと、いま申し上げましたように防災緑地につきましても同様に企業負担であるという考え方がとれるわけでありまして、公共都市施設としての面が相当あるわけでありまして、この公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律、この法律の規定に基づきまして、企業負担は公害緑地の場合には四分の一ないし二分

の一、こういう規定になつておりまして、現実の運用は、最近におきましては企業負担は三分の一ということになつておるのであります。これらの実態面とあわせましてこの規定を設けたわけでございます。

○神谷信之助君 きのうも施設を見て思ったんですが、確かに企業側の説明を聞くと、事故が起れば全部ストップをして災害を拡大をしないのだと、そういう体制は完全にできているというように盛んに強調されていますが、しかし、実際は機械と人間ですからどういふ事故が起こるかもわからぬ、こういう状況ですね。ですから、川崎のように入人家に密着をしたあいつと云うところで、実際災害を防ぐといつてもこれは防ぎようがない。いわゆるコンビナート地域を遮断する以外にないじゃないか、それだけの本来はコンビナートをつくるべき防災的観点が買かれておれば、あんなところでもやるんじゃない、もっと広大なところにとつて、そして二キロなり三キロの距離を置いて本来はつくらなければならぬ。だからその点を考えてみますと、私はどうもいろいろ都市的施設もあるので、国や自治体が財源の一部負担するのは、三分の二まで負担するのはあたりまえだといふのはどう考えてみても私は筋が通らぬ。この点はひとつ意見だけ申し上げておきたいと思つてます。

それからその次、最後にお伺いしたいんですが、この法案が成立して施行されることになりましたが、八月十五日に出ました中央防災会議の内容で言つても、総合的診断その他消防署の技術活動というものは非常に強化されなければならぬということになりますね。ところが、実際にきのう行きました川崎のようなどころは、もうすでに五十人からの理工科系の大学を出た人がおられるという、三十人は新採用し、養成をしているということに進んでおられるんですが、先般、倉敷で聞きまして、採用試験をやつたけれども、なかなか人が集まらぬわけですね。向こうの消防長の岡野さんも、いままでは大学卒を採用して養成をしてきたらそれで足りる、そう考えていたけれども、そん

の、

なもう悠長なことは言っておれぬと。だから重油流出事故で力不足をいやというほど味わった、したがって、スタッフをそろえたところの企業側に対応して適切な防災指導を行うためには、対等以上の知識を持たなければならぬ、そうしないと太刀打ちできぬ、そういうことで、大学を出て企業の研究所あるいは現場で働いていた三十から三十七歳ぐらいの化学、それから電気、機械、こういう者を募集したけれども、実際に採用できたのは修士号あるいは博士号を持った化学関係二名だけで、電気、機械はゼロだということですね。だから、こういう点を考えますと、これは大変なことになると、コンビナート地域の消防における技術能力、こういう技術者を採用する上で、その待遇面の改善なりあるいはその他の措置、労働条件の改善なりについてどのような御意見をもちか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(佐々木喜久治君) コンビナート地域の市町村におきましては、それに対応する消防力という観点から、資機材の面におきましても、人的な面におきましても、他の通常の市町村よりは非常に経費がかかるという問題もありません、その質的な問題もあるわけでありまして、私もそういう面ではコンビナート所在市町村の消防力の基準というものをいま検討を進めておりますが、これによりまして通常の消防力の基準にプラスすべき基準というものを具体的に立てまして、それに対応する財政措置というものもやっています、たいというふうにご考慮しておりますが、同時に、人の養成の問題につきましては、消防大学校に来年年度をもうしたコンビナート地域専門の課程というものも設置してまいりたいというふうにご考慮しております。

なおまた、どうしても人の採用が困難であるというふうな地域につきましては、やはり別な方法によりまして、そうした技術の補完ということをご考慮いただければならないというふうにご考慮しておりますので、これらにつきましては、できるだけ早くそうした技術の補完をする方法というものを

を具体的なものとしていきたいというふうにご考慮しております。

○神谷信之助君 最後に、わが党のこの法案に対する態度について明らかにして、この法案の施行に当たってひとつ一層の積極的な面を伸ばしていただくという点を強調しておきたいと思っております。

わが党は、この法案については棄権の態度を表明しておきます。

その理由は、コンビナートの事業所を設置する場合あるいはこれを変更する場合、その配置等、これらの計画を政府に届け出て、そうして防災上必要があるというときには、政府が計画の変更または廃止、これを指示ができるようにしたという点、あるいはコンビナート企業が新増設計画を届け出ないで変更したり、あるいは計画に対する政府の指示に従わなかった場合は操業停止を命ずることができるといふ点、さらにはコンビナート企業に特定の防災施設の義務づけを一定部分行っているという点、あるいは化学消防車等、自衛防災組織の義務づけを行ったという点など、幾つかの点で私は積極的な内容を含んでいるというように思っています。

しかし、なお問題点としては、先ほどからも論議されておりますように、既設の事業所についてのレイアウト等の規制がないという点、それから行政の一元化が図られていないという点、企業の防災規定が届け出のみで許可制になっていない、さらに石油コンビナート等の特別防災区域協議会がこれは努力事項で義務規定でないという点、さらには緑地帯の設置についてのこの財源が、原則として企業負担によって行わなければならないにもかかわらず、三分の一しか負担しないという点、これらの多くのまだ問題点を残しています。昨日、川崎の視察においても、コンビナートの災害に対する不安が住民の中に非常に大きい、そうして住民の方はこの法案が早くできることを望んでいるという声もありました。そういう意見も聞きました

が、しかし、こういったまだ問題点を多く残して

います。したがって、そういう意味でもまだまだ住民の不安を解消するものとはなっていない。そういう点で私どもも賛成をするわけにはいかないというのがわが党の棄権の理由であります。

以上をもって私の質問を終わります。

○委員長(原文兵衛君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

石油コンビナート等災害防止法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(原文兵衛君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

金井君から発言を求められておりますので、これを許します。金井君。

○金井元彦君 私は、たゞいま可決されました石油コンビナート等災害防止法案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び第二院クラブの各派共同による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

石油コンビナート等災害防止法案に対する附帯決議(案)

政府は、国民生活及び自然に重大な影響を与えるコンビナート災害の重大性にかんがみ、その根絶のため次の諸点について善処すべきである。

- 一、消防法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法等の關係法令による規制を強化し、本法とも一体的かつ総合的な防災対策が講じられるよう運用に万全を期すること。特に石油コンビナート等に対する防災行政の一元化をはかるよう検討すること。

- 二、既設事業所に対する規制を強化すること。
- 三、海上防災に関する立法措置を講じ、陸上・海上の総合的かつ一体的防災体制を確立すること。

- 四、事業所の自衛防災組織の機能を高めるよう措置すること。

- 五、石油コンビナート等特別防災区域における共同防災体制の役割の重要性にかんがみ、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会が設置されるよう指導すること。

- 六、事業所に対する定時及び随時の立ち入り検査を強化すること。なお、住民から異常発見等の理由による立ち入り検査の要請があった場合、関係機関はすみやかに立ち入り検査を行うこと。

- 七、緑地帯の設置等防災対策を促進するため十分な財源措置を講ずること。

- 八、防災計画の作成にあつては、住民の意思が反映されるよう地方公共団体を指導すること。

- 九、コンビナート関係地方公共団体の専門技術職員を充実するための教育訓練及び処遇の改善並びに化学消防車、人員の増強等、消防力の充実強化を図るための必要な措置を講ずること。

- 十、防災技術の高度化等を推進するため、消防庁、消防研究所その他国の関係機関の機構、人員等の充実強化に努めること。

- 十一、コンビナート地域について総合的な防災診断を推進するとともに、石油タンク及び高圧ガスタンクについてその基礎、構造、非破壊検査等に関する専門的な検査体制の確立を図ること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(原文兵衛君) それでは、本附帯決議案の採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(原文兵衛君) 全会一致と認めます。よって、金井君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、福田自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。福田自治大臣。

○國務大臣(福田一君) ただいまの附帯決議につきましまして、その御趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。

○委員長(原文兵衛君) なお、審査報告書の作成につきましましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(原文兵衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十一分散会

〔参照〕
川崎市石油コンビナート地域派遣報告書
派遣委員団

- 地方行政委員長 原文兵衛
理事 金井 元彦
安田 隆明
野口 忠夫
神谷信之助
委員 井上 吉夫
岩男 頌一
夏目 忠雄
橋本 繁蔵
赤桐 操
小山 一平
和田 静夫
阿部 憲一
市川 房枝
- 本派遣団は、石油コンビナート等災害防止法案の審査に資する等のため、去る十一月十九日、川

崎市へ赴き、川崎市長、同市議会副議長及び神奈川県企画調査部長等市との関係当局者並びに東燃石油化学(株)、川崎工場長及び日本石油化学(株)浮島工場長から、主として石油コンビナート地域及び事業所の防災対策に関して説明並びに要望を聴取し、質疑を行うほか、東電川崎火力発電所屋上からコンビナート地帯を展望した後、前記各工場内を視察する等の調査を行ったが、以下その概要を報告する。

一 神奈川県石油コンビナート防災対策の概況

(一) 石油コンビナート地域の概況
京浜工業地帯の主要地域を形成している横浜、川崎両市の臨海地域は、鉄鋼、電力、石油等の諸産業が集中し、なかでも石油関連産業によって、わが国有数の石油コンビナート地域が形成されている。この石油コンビナート地域の総面積は、二七・六二平方キロメートルにおよび、危険物関係事業所数は一九三事業所、従業員数一〇万三、八五〇人、重油、ガソリン、灯油等の第四類危険物は、最大一、四五〇万キロリットルという膨大な量が貯蔵されていて、これら石油類の屋外貯蔵タンク総数は、三、七三三基、そのうち一萬キロリットル以上のものは四一八基である。

高圧ガス関係では、取扱事業所数八二、従業員数二万〇、七〇〇人、エチレン四、八〇〇トン、LPG三三万六、〇〇〇トンなど多量の高圧ガスが製造され、総数五七七基の高圧ガスタンクに常時貯蔵されている。

(二) 県防災対策の概況

神奈川県においては、県防災会議の議を経て、昭和四十六年八月、横浜市の鶴見区、神奈川県の臨海部、同市磯子区、中区臨海部並びに川崎市臨海部の三地域を神奈川県石油コンビナート地域として指定し、両市が、化学消防車をはじめ各種消防施設を整備する場合に、必要な財政援助を行うほか、県として、化学消火薬剤を備蓄する等、コンビナート災害対策の強化につとめている。また、四十九年三月には、横浜、川崎両市と協議して、災害時における企業、県、市その他関係機関の

べき措置を定めた「神奈川県石油コンビナート災害対策計画」を作成し、現在、この計画をもとに関係企業に対する指導の強化及び関係機関との連携の強化を図っている。

二 川崎市の石油コンビナート防災対策等の概況

(一) 石油コンビナート地域の概況
川崎市の石油コンビナート地域の面積は二〇・五平方キロメートルで、全市域のほぼ一四・七%

を占め、石油精製能力は日産七二万バレル(全固比一三・八%)、エチレン製造能力は年産一〇〇万トン(全国比二二%)、そのシェアはかなり高く、関連事業所数は一〇〇を超えており、夜間約二万人、昼間約八万人が居住又は業務に従事している。この地域を管轄する臨海消防署管内のおもな危険物質の集中状況は次のとおりである(五〇年四月)。

| 種類 | タンク数 | 貯蔵量 |
|-----------|-----------------|------------------|
| 石油類 | 二、四〇〇(全市比九一・八%) | 六八五万kl(全市比九九・七%) |
| 液化石油ガス | 二二七 | 二八八、七四一トン |
| エチレン | 一九 | 六、七七〇トン |
| 水素 | 五 | 二九九、〇五八立方メートル |
| アセチレン | 一 | 四六トン |
| 酸素 | 四〇 | 一、〇五三トン |
| アンモニア | 九 | 六、二九一、八一三立方メートル |
| 塩素 | 一〇 | 六四五トン |
| 塩化水素 | 三 | 一七、三五〇立方メートル |
| 酸化エチレン | 一六 | 一、六六七トン |
| シアン化水素 | 一 | 四八二立方メートル |
| 水銀 | 一 | 一一八トン |
| シアン化ナトリウム | 一 | 二〇四トン |
| シアン化合物 | 一 | 八五二キログラム |
| フッ化水素酸 | 一 | 二七四キロリットル |

注 石油類のタンク数は屋外タンクの数である。

(二) 石油コンビナート防災対策の現況
川崎市では、コンビナート災害の予防又は災害時に備えて次のような対策を講じている。

1 災害予防のために講じている措置

(1) 予防規定の整備及び危険物施設の所有者、管理者、安全担当者に対して、年二回以上定期講習会を開催する等、企業の自主保安管理体制を強化すること。

(2) 浮島、千鳥、水江、扇町、大川の各地区ごとに地域共同防災体制を整備すること。

(3) 市当局が保有する泡放射砲及び装甲化学車の水源を確保するための貯水施設の増強及び水利

表示の指導強化。

(4) 火災時に消防部隊に対し、状況説明等密接な連絡をとらせ、消防活動を円滑にするため、石油化学工場等の全施設を指定し、保安技術室内者制度を設けること。保安技術者の標示は、白ヘルメットに赤線二本で、二四時間必ず在社することとしている。

(5) 高角双眼望遠鏡(写真機を含む)を配置して、観測体制の強化を図り、違反機を発見したときは、証拠の写真とともに、東京航空保安事務所に連絡する等、上空通過の絶無を期すること。

なお、四九年中の観測機数は三六六機で、違反機は、緊急患者輸送中の自衛隊ヘリコプター一機があった。

(6) コンビナート地域内の配管等の把握を容易ならしめるため、市消防局、県防災消防課及び工業保安課と協同して各地区ごとの防災基本図及び導管敷設図を作成すること。

(7) 消防局長の諮問機関として、学識経験者による川崎市危険物保安審議会及びコンビナート地帯の安全に関する諸問題を調査審議し、その施策を円滑に推進するため、川崎市石油コンビナート安全対策委員会を設置すること。

(8) 各種精密検査機器を積載した特別査察車の配置と特別査察班の編成及び技術系保安専従員(理工系大学卒職員五一名)による消防検査機能を強化すること。

(9) 石油精製及び石油化学工場六事業所に対し、定期立入検査年三回は、特別班による年二回以上の立入検査を実施し、不備事項については、改善計画を提出させ、是正の徹底を期すること。

(10) 関係一〇三事業所に対して、屋外タンク等に対する地震対策の強化を要請すること。

2 災害時に備えてとっている措置

(1) 高性能装甲化学車二台、化学車五台、泡放射砲四台、化学消防艇三隻、消防資機材備蓄センター(鉄筋二階建二九〇平方メートル)の整備、化学消火薬剤一八万リットル、オイルフェンス二、

一〇メートル、流出油処理剤一〇、一六リットルの備蓄等による消防資機材の整備。

(2) 石油コンビナート地域警備計画に基づき、化学消防力を中核とした特別消防部隊の運用と自衛消防隊の総合指揮。

(3) 東京都及び県下二七市町等並びに東京湾沿岸五都市間での各広域協定、横浜海上保安部との業務協定の締結。

(4) 泡消火剤及び流出油処理剤についてメーカー(四社)との緊急輸送契約の締結。

(三) 今後の防災対策
川崎市の市街地構成は、臨海部のコンビナート地域に連続して密集市街地が位置している。したがって、大震災に際して、現状のままでは、コンビナートと密集市街地との競合、複合災害の危険性がきわめて強い。

川崎市では、これら競合、複合を避けるために防災しゃ断帯(産業道路と京浜運河に囲まれた地帯)の地域で、面積約五五〇ヘクタール、用地買収費等を含む概算総事業費約九、〇〇〇億円)の設置のほか、東扇島地区への水上消防署の設置、ヘリコプター及びヘリポートの設置等市消防体制の整備等を図ることとしている。

四 屋外タンク貯蔵所の検査結果
川崎市消防局では五〇年一月一三日から三〇日まで、延べ二二日間わたって、容量一万キロリットル以上又は側板、底板に高張力鋼が使用されている屋外タンク一九四基について立入検査を行ったが、その結果は次のとおりである。

不備指導総件数 一四四件
内訳 漏洩(にじみ)のあるもの 三件
〇・五%以上不等沈下のもの 一四件
防油堤に亀裂のあるもの 四三件
防油堤の水抜弁を開放しているもの 一件

配管及び弁に漏洩(にじみ)のあるもの 一〇件
その他 六三件

これに対し、九社、六九件に是正命令が、また九社七五件に是正勧告がなされ、目下六〇%近くが修理を完了している。

右の不等沈下一四基の内訳は、次のとおりであるが、これ以外にも、〇・五%未満で、一〇〇ミリ以上沈下しているものが七五基ある。

内訳 〇・五以上〇・六未満のもの 四基
〇・六以上〇・七未満のもの 五基
〇・七以上〇・八未満のもの 二基
〇・八以上〇・九未満のもの 二基
一・〇以上のもの 一基

また、容量一万キロリットル未満の屋外タンクの不等沈下の状況は次のとおりであり、大半が目下修理中である。

五千キロリットル以上二万キロリットル未満のもの (総数一八八基)
内訳 〇・五以上のもの 五四基
〇・五未満であるが一〇〇ミリ以上沈下しているもの 三七基
五千キロリットル未満のもの (総数一、八七三基)
内訳 〇・五以上のもの 四四八基
異状のないもの 一、四一五基

三 日本石油化学(株)浮島工場及び東燃石油化学(株)川崎工場等の防災対策
(一) 両工場の概要
日石化学浮島工場は、川崎市の東京湾沿いの埋立地浮島町に立地し、敷地総面積約四三万平方メートル、従業員七二〇名で、南地区にある浮島石油化学(株)の生産するエチレン(年産三〇万トン)の供給を受け、高圧ポリエチレン(年産六万トン)、イソプロピルアルコール(同五万トン)等を生産し、ペンゾール等の一部は隣接する東洋レーヨン(株)の合成繊維原料として供給されている。

同じく浮島埋立地にある東燃化学川崎工場は、近隣の東燃燃料川崎工場からナフサの供給を受けて、年産五〇万トンを超えるエチレンの生産をはじめ、多くの石油化学製品を供給する東燃石油化学コンビナートの中核となっている。

(二) 自衛防災組織
日石化学浮島工場では、本社の安全対策本部規則に基づいて、毎月一回安全査察を実施するとともに、安全委員会、環境委員会等の組織を設け、更に緊急時に備えて、災害対策本部及び現場対策本部が編成されている。

災害対策本部は、工場長を本部長とし、主として技術、総務系統の職員が本部長として、部内各職場への指令、部外関係機関への緊急連絡、救護作業等に当り、現場本部は、製造次長を本部長とし、現場の職員をもって、消防、警備、作業等の各班を編成し、火災その他の災害の拡大防止に当ることとしている。また、次のような防災訓練が実施されている。

災害対策本部の設置及び活動訓練 月一回
職場消防隊訓練 年一回
選任消防隊訓練 年二回
消防自動車操作訓練 月一回
東燃石油川崎工場においても、平素、右と同様な防災組織が編成され、全従業員(一、三〇〇名)がこの組織に組み込まれ、役割り、任務分担が決められており、夜間、休日には、約一二〇名の運転員のほか幹部当直者(課長一、技術系係長級二名、事務系係長級一名計四名)による構内パトロールを行っている。

(三) 自衛防災資機材
日石化学浮島工場及び東燃化学川崎工場等のおもな防災資機材の整備状況は、おおよそ次のとおりである。

| 種 類 | 日石浮島工場 | 東燃川崎工場等 |
|-------|--------|---------|
| 化学消防車 | 二台 | 三台 |

| | | | |
|-----------------|-----|-----------------|--|
| 緊急車 | 一台 | | |
| パキエーム車 | 二台 | | |
| 消防用ポンプ | 一〇基 | | |
| 消防用水設備 | | 四カ所(総水量五、二〇〇トン) | |
| 消火栓 | | 一一一基 | |
| 化学消火剤 | | 粉末 50缶×20kg | |
| | | 泡原液 33本×20ℓ | |
| 泡消火栓 | | 六六基 | |
| 各種消火器 | | 八二〇本 | |
| 油処理剤 | | 119缶×18ℓ | |
| 油吸着剤 | | 四、二四二箱 | |
| オイルフェンス | | 61本×20m | |
| オイルフェンス用タグボート | 一隻 | | |
| 化学消火剤原液圧入ポンプ | | | |
| 流出油回収船(第七うきしま丸) | 一隻 | | |
| | | 消防自動車吸水口 三台 | |
| | | 三七八所 | |
| | | ニアフォーム原液 四九六基 | |
| | | 六〇ℓ | |
| | | 二〇七基 | |
| | | 一、八二八本 | |
| | | 一八ℓ | |
| | | 80本×20m | |
| | 一隻 | | |

四 共同防災体制
 浮島地区では、昭和三四年に川崎市浮島地区協議会を結成し、現在四八社が加盟している。
 共同防災体制発動時は、東燃化学が部長となり、各ブロック幹事が、ブロック内防災及び全城防災の連絡網をもち、規約に従って援助を行うことになっている。東燃川崎工場と川崎市防災本部を結ぶ防災無線が設置されている(将来は全域に及ぼす計画)。
 保有消防資機材は、化学消防車一三台、普通消防車二台のほか、市消防局殿町出張所には泡原液五〇キロリットルが常備され、防災訓練は、退避訓練を含め、年二回以上実施されている。

四 要望事項
 以上が川崎市石油コンビナート地域の実情及び県、市、企業の防災対策の概況である。県、市及び立地各企業が防災対策に真摯に取り組んでいる意欲は十分うかがえるのであるが、同地域はいわゆる既設のコンビナート地域であり、住工の接近あるいは混在等、有事の際の危険性はきわめて高

いとみられる。当局の措置として、県及び市からは次のような要望がなされている。

(一) 県の要望
 石油コンビナート等災害防止法案は、主として石油コンビナート地域における、陸上災害を対象としているものであり、石油タンクの流出油事故など、周辺の海上に波及するおそれもあり、またタンカー事故など海上災害が陸上に影響を及ぼすことも十分考えられるので、今回の法案と相まって、海上災害についても、すみやかに立法措置が講じられ、陸海一体となった総合的な防災対策が推進されるようお願いする。

(二) 川崎市の要望
 1 防災しゃ断帯の設置について
 (1) 防災上の重要整備区域として指定し、緊急に整備できるよう特別法を制定すること。
 (2) 国の大規模な財政措置及び事業実施体制等の一元化を図ること。
 2 危険物施設等に関する法制度を次のように改正すること。

- (1) 防油堤の容量基準を単独複数ともにタンク容量の一〇〇%以上に拡大すること。
 - (2) 保安距離、保有空地の基準を大幅に拡大するとともに、タンク相互間の保有空地の緩和規定を削除すること。
 - (3) 大規模貯蔵所に対し、自衛消防組織の設置を義務付けること。
 - (4) 石油コンビナート保安行政を一元化し、市消防へ移管すること。
 - (5) タンクの容量、高さの制限、設計基準の設定、タンク及び製造所等を設置する場合の地盤、基礎、沈下に対する規制並びに冷却散水設備等消火設備の強化等の措置を講ずること。
 - (6) 毒劇物の取扱貯蔵設備は屋内とし、一〇〇%収容可能な防液堤及び除害設備の設置等漏洩防止対策の強化を図ること。
- 以上で本派遣報告を終るが、今回の調査に際し提出された資料のうち若干のものを参考までに掲げると次のとおりである。

● 石油コンビナート地域における消防力の現況 (神奈川県提出資料抜粋)

(1) 公設消防力

昭和50年4月現在

| 区分 | 人員 | 普通車 | 水槽車 | 化学車 | 梯子車 | 救急車 | 照明車 | 放水砲 | 消防艇 | クワート | 高発泡 | 消防車 |
|-------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 横浜市鶴見・神奈川コンビナート地域 | 273人 | 4台 | 2台 | 4台 | 2台 | 2台 | 1台 | 2台 | 艇 | 1台 | 1台 | 3台 |
| 横浜市磯子・中城コンビナート地域 | 358 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | - | 2 | 4 | - | 1 | 2 |
| 横浜市計 | 631 | 10 | 3 | 6 | 5 | 6 | 1 | 4 | 4 | 1 | 1 | 5 |
| 川崎市コンビナート地域 | 419 | 8 | 5 | 5 | 3 | 5 | - | 4 | 4 | - | - | - |
| 川崎市計 | 419 | 8 | 5 | 5 | 3 | 5 | - | 4 | 4 | - | - | - |
| 合計 | 1,050 | 18 | 8 | 11 | 8 | 11 | 1 | 8 | 8 | 1 | 1 | 5 |

(2) 企業における自衛消防力

昭和50年4月現在

| 地域別 | 消防隊員 (含兼任) | 化学消防車 | 一般 ポンプ車 | オイル フェンス | 消 火 薬 剤 | | | 油 処 理 剤 |
|-----------------------|---------------|-------|------------|---------------------|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| | | | | | 蛋白質系 泡原液 | 耐アルコール用 泡原液 | 粉末薬剤 | |
| 横浜市鶴見・神奈川 コンビナート地域 | 902人 | 13台 | 9台 | 17,745 ^m | 287,662 ^ℓ | 31,850 ^ℓ | 83,600 ^{kg} | 61,913 ^ℓ |
| 横浜市磯子・中 コンビナート地域 | 198 | 6 | — | 3,180 | 73,670 | 1,000 | 520 | 17,304 |
| 横浜市計 | 1,100 | 19 | 9 | 20,925 | 361,332 | 32,850 | 84,120 | 79,217 |
| 川崎市コンビナート地域 | 7,906 | 35 | 2 | 15,800 | 703,968 | 112,790 | 40,120 | 61,684 |
| 川崎市計 | 7,906 | 35 | 2 | 15,800 | 703,968 | 112,790 | 40,120 | 61,684 |
| 合 計 | 9,006 | 54 | 11 | 36,725 | 1,065,300 | 145,640 | 124,240 | 140,901 |

● 石油類等の貯蔵量 (川崎市提出資料抜粋)

50年4月現在 (単位 kℓ)

| 地 区 別 | 合 計 | 屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所 | | | | | | | 屋 外 貯蔵所 | 屋 内 貯蔵所 | 小 計 |
|-----------|----------------------|--------------------|--------------------|----------------------|-----------------|---------------|-----------------|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 第 1 石油類 | 第 2 石油類 | 第 3 石油類 | 第 4 石油類 | 特 殊 引火物 | その他 の4類 | 小 計 | | | |
| 總 計 | (3,602) 6,911,645 | (623) 3,604,840 | (590) 1,210,345 | (1,062) 1,949,839 | (143) 39,506 | (19) 1,680 | (178) 66,659 | (2,615) 6,872,869 | (397) 20,694 | (590) 18,082 | (987) 38,776 |
| 臨 港 署 管 内 | (3,031) 6,886,028 | (606) 3,604,489 | (541) 1,207,019 | (968) 1,935,410 | (137) 39,429 | (18) 1,660 | (133) 62,111 | (2,403) 6,850,118 | (357) 20,111 | (271) 15,799 | (628) 35,910 |
| 浮 島 | (957) 3,144,267 | (210) 1,757,194 | (150) 635,523 | (337) 700,649 | (48) 13,765 | (6) 327 | (54) 28,515 | (805) 3,135,973 | (84) 3,861 | (68) 4,433 | (152) 8,294 |
| 千 鳥 | (549) 492,760 | (90) 153,356 | (92) 27,727 | (177) 275,650 | (27) 10,514 | (7) 499 | (44) 17,177 | (437) 484,923 | (62) 3,314 | (50) 4,523 | (112) 7,837 |
| 水 江 | (362) 689,045 | (65) 293,595 | (52) 97,952 | (111) 273,063 | (3) 3,460 | | (2) 10,014 | (233) 678,084 | (91) 9,419 | (38) 1,542 | (129) 10,961 |
| 扇 町 | (445) 1,065,477 | (117) 287,171 | (56) 138,659 | (166) 625,111 | (47) 8,804 | (4) 820 | (3) 1,510 | (393) 1,062,075 | (36) 1,597 | (16) 1,805 | (52) 3,402 |
| 扇 島 | (66) 1,343,514 | (23) 1,078,905 | (23) 263,186 | (16) 1,366 | | | | (62) 1,343,457 | (1) 29 | (3) 28 | (4) 57 |
| 白 石・大 川 | (91) 30,948 | (6) 278 | (28) 1,205 | (34) 29,095 | (2) 16 | (1) 14 | (3) 41 | (74) 30,649 | (6) 104 | (11) 195 | (17) 299 |
| 夜 光・その他 | (561) 120,017 | (95) 33,990 | (140) 42,767 | (127) 30,476 | (10) 2,870 | | (27) 4,854 | (399) 114,957 | (77) 1,787 | (85) 3,273 | (162) 5,060 |
| その他の地域 | (571) 25,617 | (17) 351 | (49) 3,326 | (94) 14,429 | (6) 77 | (1) 20 | (45) 4,548 | (212) 22,751 | (40) 583 | (319) 2,283 | (359) 2,866 |

注 () 内は施設数を示す。

